

受託校正約款

1. 適用

本約款はお客様(以下甲という。)と山洋電気テクノサービス株式会社(以下乙という。)との間において、甲が乙に対して甲の保有する対象機器(以下「校正機器」という)の校正業務を委託し、乙がこれを受託する契約について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用するものとします。

2. 校正機器の受け渡しおよび輸送・梱包費用等

- ① 乙は、甲の指定した日本国内の受け渡し場所において校正機器を受け取りまたは納入し(以下総称して「受け渡し」という)、これらを乙の指定する運送業者に委託するものとします。
- ② 前項校正機器受け渡しに付随する輸送および梱包等の諸費用については、甲が負担するものとします。
- ③ 校正機器の受け渡しにつき、甲の都合により乙指定の運送業者を利用しない場合は、全て甲の費用負担および責任において乙指定の場所に校正機器を搬入し、かつ搬出するものとします。
- ④ 前項の場合、校正機器の故障、破損および紛失など梱包、輸送および受け渡しにおける事故について乙は一切責任を負わないものとします。
- ⑤ 甲は、第1項または第3項において校正機器を乙に引き渡すまでに、甲の責任と費用負担において、当該校正機器に内蔵されている記憶媒体または外部記憶媒体に記憶されている電子情報(ソフトウェアも含む)(以下「電子情報」という)について、予め電子情報についてバックアップ等の事前の保全措置を行ったうえで、乙に受け渡すものとします。
- ⑥ 前項の電子情報の消失等について、乙は一切の責めを負わないものとします。

3. 校正業務

- ① 乙は、甲の校正委託に基づいて校正業務を行う。業務完了時の報告方法は、甲乙協議のうえ定める。
- ② 乙は、本取引に基づく計測器の次回校正時期を事前に甲に連絡の上、当該校正時期には甲と協議の上、甲の責任で計測器の精度を管理しつつ使用を継続する場合を除き、以下の処置を取るものとする。
 - (1) 計測器を乙が引き取り、又は甲の施設の指定する場所で乙において校正を行った上で納入する。
 - (2) 出張校正を行う場合、乙は、原則、甲の施設管理規則に従うものとします。
 - (3) 校正記録は校正値の表示とする。
 - (4) 校正記録は当該計測器を納入と同時に添付を原則とする。
- ③ 乙は、甲から使用中の計測器について不具合の通知を受けた時は、甲と協議の上速やかに前項の処置を取るものとする。
- ④ 乙は、校正した計測器が規格外と判定した場合は速やかに甲に文書で報告する。当該計測器の処置は甲の指示に基づき乙が処置する。
- ⑤ 乙は、校正した計測器で規格外当該品の修理を甲から委託された場合、見積を提出する。
乙は、甲の指示があった場合のみ当該計測器を修理した後に、校正記録を添付して納入する。
- ⑥ 校正した計測器の調整が出来ないように、必要個所に保護手段を講じる当該計測器は甲乙協議の上決定する。

4. 校正管理

- ① 乙は、本取引を行うにあたり、5項に定める「計測器の校正条件」に基づき校正を行う。
- ② 乙は委託された計測器に、次回校正時期を明記したラベルを貼り付けるものとする。
- ③ ラベルのデザインは甲と乙の協議で決定する。

5. 計測器の校正条件

- ① 校正頻度は計測器の精度を確保する甲の指定した頻度で行う。
- ② 校正方法は各計測について、次の条件を満たすこと。
 - (1) 国家基準からのトレーサビリティが確立していること。
 - (2) 校正基準および校正手順を明確にしておくこと。

- (3) 責任者の下で校正記録を管理する方法が確立していること。
 - (4) 校正技術のトレーニングを受け、社内で資格認定された担当者を校正業務に割り当てること。
 - (5) 校正結果を無効にするような計測器の調整ができないように、必要個所に保護手段を講じること。
 - (6) 校正は適切な環境条件において行われ、校正後の計測器の保護処置および保管が適切であること。
- ③校正項目および判定基準は計測器の製造会社の規格に基づいて設定した規格による。
- ④上記①項、②項、③項で定める各校正条件について、文書による甲の特別な指示または同意がある場合は、これを優先して適用する。

6. 記録の提出

- ①乙は、本取引に基づく計測器の校正を行うにあたり、当該計測器に関する校正記録を作成し、保管しなければならない。
- ②保管の期間は、計測器の種類ごとに甲と乙で協議して決定するものとし、甲に規定がある場合はそれに従い、甲に規定がない場合は乙の規定によることを基本とする。

7. 委託料

- ①本取引に基づく委託料(校正記録の作成料を含む)及びこれらの支払方法については、甲乙別途協議のうえ決定する。
- ②本取引を履行するにあたって、甲が負担すべき費用については、甲と乙が別途協議の上、決定する。

8. 秘密保持

甲および乙は、本約款の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本覚書の有効期間中のみならず、その終了後も第三者に開示、漏洩してはならない。

制定日 2016年9月13日

乙は、必要に応じて本受託校正約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、乙のホームページにて掲示された最新の受託校正約款の定めを適用するものとします。